

○農林水産省告示第二千十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。

1 (略)

2 くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。
ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ～エ (略)

⑤～⑧ (略)

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

3 (略)

第6～第9 (略)

(別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。

1 (略)

2 くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。

イ～エ (略)

⑤～⑧ (略)

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は定めない。

3 (略)

第6～第9 (略)

(別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1 (略)

2 くろまぐろ(大型魚)かじき等流し網漁業等

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者(法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。)がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ～エ (略)

⑤～⑧ (略)

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

3 くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1 (略)

2 くろまぐろ(大型魚)かじき等流し網漁業等

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者(法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。)がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。

イ～エ (略)

⑤～⑧ (略)

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は定めない。

3 くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ～エ (略)

⑤～⑧ (略)

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

4 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。

イ～エ (略)

⑤～⑧ (略)

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は定めない。

4 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大

臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認める
ときは、この限りでない。)

くろまぐろ（大型魚）の採捕をした日の翌日まで

5 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる
管理を行う管理区分）

(1) （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割
当てによる管理とする。

①～③ （略）

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第
1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において
「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合
の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者が
それぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。
ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度
及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ～エ （略）

⑤～⑧ （略）

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

第6～第9 （略）

（別紙2-3 みなみまぐろ）

第1～第4 （略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認める
ときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入し
ない。）

5 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる
管理を行う区分）

(1) （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割
当てによる管理とする。

①～③ （略）

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第
1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において
「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合
の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者が
それぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。

イ～エ （略）

⑤～⑧ （略）

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当
割合の削減の基準は定めない。

第6～第9 （略）

（別紙2-3 みなみまぐろ）

第1～第4 （略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

みなみまぐろ

- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度3月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶のみなみまぐろの漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

ウ (略)

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

みなみまぐろ

- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度3月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶のみなみまぐろの漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

ウ (略)

⑤・⑥ (略)

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限
10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、
21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量
を、当該期間の終了した日から10日以内

⑧ (略)

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準
本則第12のとおりとする。

第6・第7 (略)

(別紙2-4 さんま)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
は、次の1から3までに定めるとおりとする。

1 さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割
当てによる管理とする。

①～③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第
1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において
「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合
の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそ
れぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。た

⑤・⑥ (略)

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限
みなみまぐろの採捕をした日の翌日まで

⑧ (略)

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当
割合の削減の基準は、定めない。

第6・第7 (略)

(別紙2-4 さんま)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
は、次の1から3までに定めるとおりとする。

1 さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割
当てによる管理とする。

①～③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第
1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において
「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合
の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそ
れぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。

だし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ～エ （略）

⑤～⑧ （略）

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準
本則第12のとおりとする。

2・3 （略）

第6～第9 （略）

（別紙2-6 まいわし太平洋系群）

第1～第4 （略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。

1 まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ （略）

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違

イ～エ （略）

⑤～⑧ （略）

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は定めない。

2・3 （略）

第6～第9 （略）

（別紙2-6 まいわし太平洋系群）

第1～第4 （略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。

1 まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ （略）

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。

反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ・ウ (略)

⑤～⑧ (略)

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準
本則第12のとおりとする。

2・3 (略)

第6～第9 (略)

(別紙2-12 するめいか)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1・2 (略)

3 するめいか大臣許可いか釣り漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。た

イ・ウ (略)

⑤～⑧ (略)

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は、定めない。

2・3 (略)

第6～第9 (略)

(別紙2-12 するめいか)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1・2 (略)

3 するめいか大臣許可いか釣り漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ (略)

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。

だし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ～エ （略）

⑤～⑧ （略）

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準
本則第12のとおりとする。

4・5 （略）

第6～第9 （略）

（別紙2-13 大西洋くろまぐろ（西大西洋海域））

第1～第4 （略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）

(1) （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ （略）

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ～エ （略）

⑤～⑧ （略）

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は定めない。

4・5 （略）

第6～第9 （略）

（別紙2-13 大西洋くろまぐろ（西大西洋海域））

第1～第4 （略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）

(1) （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ （略）

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

ウ （略）

⑤・⑥ （略）

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

⑧ （略）

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

第6・第7 （略）

（別紙2-14 大西洋くろまぐろ（東大西洋海域））

第1～第4 （略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

ウ （略）

⑤・⑥ （略）

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の採捕をした日の翌日まで

⑧ （略）

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は、定めない。

第6・第7 （略）

（別紙2-14 大西洋くろまぐろ（東大西洋海域））

第1～第4 （略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）

(1) （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ （略）

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

ウ （略）

⑤・⑥ （略）

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）

(1) （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ （略）

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

ウ （略）

⑤・⑥ （略）

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

⑧ （略）

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準
本則第12のとおりとする。

第6・第7 （略）

（別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群）

第1～第4 （略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から4までに定めるとおりとする。

1 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ （略）

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の採捕をした日の翌日まで

⑧ （略）

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は、定めない。

第6・第7 （略）

（別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群）

第1～第4 （略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から4までに定めるとおりとする。

1 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①～③ （略）

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。

イ～エ (略)

⑤～⑧ (略)

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準
本則第12のとおりとする。

2・3 (略)

第6～第9 (略)

(別紙2-22 にしころかじき (大西洋条約海域))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は
、次に定めるとおりとする。

にしころかじき (大西洋条約海域) かつお・まぐろ漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中 (イに規定する場合を除く。)

10日ごとの期間 (毎月21日から始まる期間においては
、21日から当該月末日までの期間をいう。) に採捕した
数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ (略)

第6～第8 (略)

(別紙2-24 びんなが (南大西洋海域))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

イ～エ (略)

⑤～⑧ (略)

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当
割合の削減の基準は、定めない。

2・3 (略)

第6～第9 (略)

(別紙2-22 にしころかじき (大西洋条約海域))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は
、次に定めるとおりとする。

にしころかじき (大西洋条約海域) かつお・まぐろ漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中 (イに規定する場合を除く。)

5日ごとの期間 (毎月26日から始まる期間においては
、26日から当該月末日までの期間をいう。) に採捕した
数量を、当該期間の終了した日から5日以内

イ (略)

第6～第8 (略)

(別紙2-24 びんなが (南大西洋海域))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

びんなが（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ (略)

第6～第8 (略)

（別紙2－25 めかじき（南大西洋海域））

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

めかじき（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

びんなが（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

5日ごとの期間（毎月26日から始まる期間においては、26日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から5日以内

イ (略)

第6～第8 (略)

（別紙2－25 めかじき（南大西洋海域））

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

めかじき（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ （略）

第6～第8 （略）

（別紙2－26 めかじき（北大西洋海域））

第1～第4 （略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業

(1) （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

① （略）

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ （略）

第6～第8 （略）

（別紙2－28 めばち（大西洋条約海域））

第1～第4 （略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

めばち（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業

5日ごとの期間（毎月26日から始まる期間においては、26日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から5日以内

イ （略）

第6～第8 （略）

（別紙2－26 めかじき（北大西洋海域））

第1～第4 （略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業

(1) （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

① （略）

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

5日ごとの期間（毎月26日から始まる期間においては、26日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から5日以内

イ （略）

第6～第8 （略）

（別紙2－28 めばち（大西洋条約海域））

第1～第4 （略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

めばち（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業

(1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 ① (略) ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） <u>10日</u>ごとの期間（毎月<u>21日</u>から始まる期間においては、<u>21日</u>から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から<u>10日</u>以内 イ (略) 第6～第8 (略) （別紙2－30 よしきりざめ（北大西洋海域）） 第1～第4 (略) 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 よしきりざめ（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業 (1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 ① (略) ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） <u>10日</u>ごとの期間（毎月<u>21日</u>から始まる期間においては、<u>21日</u>から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から<u>10日</u>以内 イ (略) 第6～第8 (略)	(1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 ① (略) ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） <u>5日</u>ごとの期間（毎月<u>26日</u>から始まる期間においては、<u>26日</u>から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から<u>5日</u>以内 イ (略) 第6～第8 (略) （別紙2－30 よしきりざめ（北大西洋海域）） 第1～第4 (略) 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 よしきりざめ（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業 (1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 ① (略) ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） <u>5日</u>ごとの期間（毎月<u>26日</u>から始まる期間においては、<u>26日</u>から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から<u>5日</u>以内 イ (略) 第6～第8 (略)
---	---

別紙 2－40 の次に、次の別紙を加える。

(別紙 2－41 めばち (インド洋協定海域))

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 めばち (インド洋協定海域)

特定水産資源の定義 めばちのうち、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第 2 条に規定する海域 (以下この別紙において「インド洋協定海域」という。) において漁獲されるものをいう。

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年 12 月末日まで

第 3 資源管理の目標

インド洋まぐろ類委員会 (以下この別紙において「I O T C」という。) での合意等に従い、親魚資源量及び漁獲圧力を最大持続生産量を達成するために必要な水準に維持することとする。

第 4 漁獲シナリオ

令和 16 年 (2034 年) から令和 20 年 (2038 年) までに、60 パーセントの確率で親魚資源量を最大持続生産量を達成するために必要な水準にする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、以下に定めるとおりとする。

めばち（インド洋協定海域）大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

インド洋協定海域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。）及びかつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

10 日ごとの期間（毎月 21 日から始まる期間においては、21 日から当該月末日までの期間）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から 10 日以内

イ 農林水産大臣が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

採捕した日の翌日まで

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年 12 月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第 5 の大臣管理区分に配分する。

第 7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I O T C で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進する。

第 8 その他資源管理に関する重要事項

法第 31 条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該数量が当該大臣管理漁獲可能量の 85 パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 3－17 を削除する。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和六年一月一日から施行する。ただし、別紙 2－3 の第 5 (2) ⑦ の漁獲量等の報告に係る期限の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 農林水産大臣は、別紙 2－41 の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

(経過措置)

第三条 この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。